

別表1

区 分	(い)	(ろ)
(一) 非住宅の省エネ診断	補助対象事業費の2/3	—
(二) 非住宅に係る省エネ化のための計画の策定	補助対象事業費の2/3	—
(三) 非住宅の省エネ改修に関する事業	補助対象事業費に、100分の23を乗じた額	改修後の非住宅又はその部分が省エネ基準に相当する場合には5,600円/m <sup>2</sup> 、ZEB水準に相当する場合には9,600円/m <sup>2</sup>

※複数の見積りの取得等により、適正な費用を計上するものとする。